

特定非営利活動法人多賀やまびこクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多賀やまびこクラブ という。

また、この法人の通称は NPO 法人多賀やまびこクラブ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県犬上郡多賀町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日常生活の中で自ら進んでスポーツや文化を楽しむ多賀町及びその周辺の住民の健全な心身の育成を図るとともに、いつでも、どこでも、だれでも参加できる事業を行い、明るく活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動事業

- ① 各種スポーツサークルの設置、スポーツ教室の開催
- ② スポーツ、文化に関わるイベントの開催
- ③ 文化教室の開催
- ④ 各研修会の開催
- ⑤ スポーツ事業の受託及びスポーツ施設の管理受託
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、クラブ長が別に定める入会申込書により、クラブ長に申し込むものとし、クラブ長は、正当なる理由が無い限り入会を認めなければならぬ。
- 3 クラブ長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法（滋賀県条例に定めるものをいう。以下同じ。）をもって本人にその旨を通知しなければならない。、

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、クラブ長が別に定める退会届をクラブ長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 10人以上20人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 運営委員をもって法律上の理事とする。
- 3 運営委員の内、1人をクラブ長とし、2人を副クラブ長とする。

(選任等)

第14条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 クラブ長、副クラブ長は運営委員の互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。
- 5 クラブ長は、必要と認めた場合、運営委員会の議決を経て顧問を置く事が出来る。

(職務)

第15条 クラブ長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 クラブ長以外の運営委員は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副クラブ長は、クラブ長を補佐し、クラブ長に事故あるとき又はクラブ長が欠けたときは、クラブ長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の8分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、クラブ長が別に定める。
- (職員)
- 第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設ける。
- 2 事務局の職員には、クラブマネージャー、サブマネージャー及びその他の職員を若干名置くことができる。
 - 3 職員は、クラブ長が任免する。
- ## 第5章 総会
- (種別)
- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- (構成)
- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- (権能)
- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要な事項
- (開催)
- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (招集)
- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、クラブ長が招集する。
- 2 クラブ長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席が無ければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員又は職員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 運営委員会

(構成)

第31条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第32条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) クラブ長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 運営委員会は、クラブ長が招集する。

- 2 クラブ長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 運営委員会の議長は、クラブ長もしくはクラブ長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 運営委員会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、第22条、第36条及び第38条第1項第2号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決

に加わることができない。

(議事録)

第38条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の専任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、クラブ長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、クラブ長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、クラブ長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、クラブ長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、クラブ長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併

- (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 所轄庁による設立の承認の取消し
 - (6) 正会員の欠亡
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、多賀町に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、クラブ長がこれを定める。

平成30年 4月 26日 改定

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の主たる事務所を滋賀県犬上郡多賀町多賀245-2 多賀町B & G 海洋センター内に置く。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

クラブ長	滝川 徹人
副クラブ長	小財 進
同	野村 惣藏
マネージャー	桂 齧郎
運営委員	喜多 一司
同	澤田 藤茂和
同	有元 幸郎
同	中溝 成明
同	藤内 真仁
同	集治 真司
同	三木 み江
同	松宮 千津子
同	山口 紗乃
同	桂 喜代子
同	藤森 美智子
同	夏原 孝子
監 事	若林 幸雄
同	松宮 紀久子

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0円
 - (2) 年会費 0円